年報　タイ研究　No.13, 2013　61－76.

【論 文】4

タイの価格統制・価格監視規制と社会的厚生への影響

The Impact of Thailand's Price-Control Measures and Price-Monitoring Regulations on Its Social Welfare

江　川　暁　夫*
EGAWA Akio

In Thailand, price-control measures and price-monitoring regulations have been applied as consumer protection measures against unreasonable commercial practices. These policies are convenient for the Government because it need not compensate manufacturers for their losses due to price suppression. Moreover, through regulations, the Government can make low-income individuals believe that it has successfully reduced their living costs, which could serve to increase the political power it enjoys. Based on these considerations, in 2004, the regulations were explicitly put in place as measures for the benefit of low-income individuals. Since then, the regulations have been applied more strictly, for example, the increase in the number of regulated goods and the inflexibility of the authorities in allowing price hikes. However, the more strictly the regulations are applied, the higher the burden on manufacturers. In addition, abuse of the regulations could worsen the welfare of low-income individuals.

This paper develops a model based on microeconomic theory of social welfare and statistical mathematics and examines the impact of the regulations on Thailand's social welfare. Through this model, it examines whether only the goods that improve social welfare were selected, whether the authorities have executed the regulations properly, and whether the living conditions of low-income individuals have actually improved after 2004.

The results of the analysis are as follows: (1) Only about a half of the regulated goods would effectively improve the welfare of low-income individuals when their price are suppressed, whereas suppressing the prices of the remaining regulated goods would worsen their social welfare; (2) Government's effort of selecting goods from the viewpoint of welfare improvement of low-income individuals cannot be identified; and (3) Of the goods that were properly selected as targets of the regulations, half were not subject to price suppression owing to incorrect application of the regulations. On the basis of these results, the paper concludes that the welfare of low-income individuals may not be improved by the regulations in Thailand and provides a strong ground for the easing of the regulations.

1．本稿の目的と構成

タイでは、消費者保護の観点から、価格統制・価格監視規制が実施されてきたが、同規制は2004年に低所得者対策として位置付けられるとともに、運用が強化されている。

価格操作政策は、個別の財の相対的な価格変化を人為的に生じさせ、当該財市場のみならず、他の財の市場にも影響を与えることを通じて経済全体に影響を与える。また、タイの同規制のように、事業者に対する一方的な値上げ抑制指示として行われる場合、規制対象品の市場の総余剰を減らす

*総合研究開発機構（NIRA）

とともに、事業者の適正利益をも毀損することとなる。それでも、同規制が低所得者に利益をもたらすなら、その存続がタイ国全体の社会的厚生の増進に叶うとの主張が可能となるが、そうした擁護論は概して客観的な論拠に乏しい。

本稿は、タイにおける価格統制・価格監視規制が社会的厚生の促進に寄与したかどうかを分析するものである。まず、第2節で、同規制を概観した上で、同規制がもたらす市場の歪みを通じた低所得者への不利益として研究者や報道等が指摘する問題点を整理する。しかし、これまでの同規制をめぐる議論には一国全体の社会的厚生の変化という観点からの問題提起が存在していないため、第3節で、社会的厚生の変化を経済学の枠組みを用いて把握するモデルを導入し、低所得者対策として位置付けられた2004年以降、同規制がタイの社会的厚生に対してどのように作用したかを実証分析する。この結果、規制対象品目を適切に選択し、かつ、規制を適切に運用しなければ、低所得者層においてウェルフェアがむしろ悪化する可能性があり、そして実際にも、低所得者層のウェルフェアの改善に寄与するよう設計・運用されていなかった可能性があることが示唆される。そして、この分析を踏まえ、同規制を緩和するための可能な方策を議論する。第4節は結語である。

2．価格統制・価格監視規制がもたらす市場の歪みを通じた低所得者への不利益

（1）価格統制と価格監視規制の性格と変遷

価格統制は、「仏暦2522年価格統制・独占禁止法」を分割する形で制定された「仏暦2542年商品及びサービス価格法」を根拠とし、「価格が不当に高騰したり、不当に安すぎることによる市場の混乱を防止し、結果的に消費者を保護すること」［元田 1999］という法目的を達成するために運用されている。同法の運用を全国的に行うため、以下に述べる体制のほか、法第12条及び第17条に基づき、各県に「商品及びサービス価格委員会」とその事務局が置かれている。価格統制品のリストは、法第7条に基づき設置された「商品及びサービス価格中央委員会」（以下、「中央委員会」と呼ぶ）が、関連事業者が遵守すべき事項とあわせて決定し、閣議で承認する（法第24条及び第25条。年に1回見直し）。2012年3月8日の官報公示では42品目（財39品目、サービス3品目）が価格統制品に指定されており、これらの個別の値上げには中央委員会の承認が必要である。同委員会が値上げを認可すると、値上げ幅、値上げの理由、事業者による申請から決定に至る過程、実施予定時期などが、通常、法第16条により中央委員会の事務局を担う商務省内国取引局（Department of Internal Trade：DIT）により発表されている。

価格監視規制は、価格の不当な乱高下が小売店等で生じていないかを実際に監視する制度である。この規制は、法第24条の履行の一環としてDITが2001年に設置した「価格監視センター」で監視対象とする品目のリストが規制としての意味を持つようになったものであり、DITが閣議決定に基づき、同規制の運用の全てを行っている。このリストは毎月見直されるが、監視頻度に応じて、SL（sensitive list：毎日監視）、PWL（priority watch list：週2回監視）、WL（watch list：2週間に1回監視）の3段階に分けられており、2012年末時点で225品目（財205品目、サービス20品目）が対象である（表1）。小売店等での対象品目の値上

げが発見されると、DITは、小売業者や製造業者に対し、値上げの根拠資料の提出等を求めることができ、それらを勘案して値上げが不適当と判断されれば、値上げの取消ないし値上げ幅の抑制を求めることができる。事業者が従わない場合、値上げの取消・抑制を命令することができる。そして、事後チェック型規制を想起させる名称とは異なり、規制対象品の値上げを行う場合は事前にDITに申請する必要がある。

表1　価格監視規制の対象品目（2012年末現在）

SL（Sensitive List）
（財）***01.バッグ入り白米　02.粉砂糖　03.ガソリン　04.ディーゼル***　05.NGVガス　06.ガス車用LPG　***07.化学肥料　08.飼料　09.植物油***　10.レディーミール　　（サービス）01.商品/資料/荷物の配送・ファックス配信
PWL（Priority Watch List）
（財）***01.鋼線　02.電線　03.セメント***　04.除草剤　***05.料理用LPGガス　06.鶏卵　07.豚肉　08.バッテリー*** （サービス）01.電気製品/時計/靴修理　02.電気器具/水道/電話設置　03.エンジンオイル交換　04.車修理
WL（Watch List）
（財）001.雌鶏　002.ヒヨコ　003.鶏肉　004.アヒルの卵　005.牛肉　006.ウシエビ・白エビ　007.プラートゥー　008.ナマズ　009.プラーニン　010.蒸しプラートゥー　011.空芯菜　012.ケール　013.パクチー　014.ネギ　015.唐辛子　016.マナオ　017.クイティアオの生麺　018.白菜　019.キャベツ　020.チンゲン菜　021.コックル貝・ムール貝　***022.粉末ミルク　023.フレッシュミルク***　024.飲むヨーグルト　***025.人工甘味クリーム***　026.既製の粉末コーヒー　027.乳成分を含まない粉末クリーム　028.しょうゆ　***029.加糖練乳***　030.氷　031.炭酸水　***032.容器入りの飲料水***　033.容器入りフルーツジュース　034.容器入りの既製のお茶　035.容器入りインスタントコーヒー　036.包装された果物　037.容器包装された野菜　038.チョコレート味飲料/インスタント粉末　039.塩　040.魚醤　***041.しょうゆ***　042.酢　043.豆乳　044.オイスターソース　***045.トマトケチャップ***　046.チリソース　047.スイートチリソース　048.MSG　***049.小麦粉***　050.タピオカ粉　051.乾燥したビーフン　052.春雨　***053.容器包装されたインスタント食料品***　054.インスタント調味料　***055.容器入りの食品***　056.容器密封包装の粉末胡椒　057.密閉容器入り味噌　058.密閉容器入りココナッツミルク　059.保湿剤　060.洗顔フォーム　061.石鹸　062.シャンプー　063.コンディショナー　064.毛染め剤　065.髪の毛用のジェル　066.ボディパウダー　067.脱臭・消臭剤　***068.粉末洗剤　069.液体洗剤***　070.服の染み抜き剤　071.衣料用漂白剤　072.衣類柔軟剤　073.アイロン用スムーザー　074.食器洗い洗剤　075.衛生用具/トイレ用洗剤　076.床掃除用具　077.家具掃除用具　078.靴用コーティング液ないしクリーム　079.歯磨き粉　080.歯ブラシ　***081.生理用ナプキン***　082.既製おむつ　083.電池（豆電池）　084.衛生用綿棒　085.カミソリ　086.蚊よけ・虫よけ薬　***087.製紙用パルプ***　088.クラフト紙　***089.段ボール用紙　090.印刷・筆記用紙***　091.新聞印刷用紙　***092.トイレットペーパー／顔拭き紙***　093.学生の本　094.電球　095.ドライヤー　096.扇風機　097.電気炊飯器　098.冷蔵庫　099.テレビ　100.電気湯沸しポット　101.食品ミキサー　102.アイロン　103.エアコン　104.洗濯機　105.掃除機　106.自動湯沸かし器　107.空気清浄器　108.ラジオ/テープ/CDプレーヤー　109.電子レンジ　110.ウォーターポンプ　***111.乗用車　112.小型トラック　113.オートバイ***　114.自転車　115.エンジンオイルフィルター　116.エアフィルター　117.ブレーキパッド　***118.自動車タイヤ　119.オートバイタイヤ***　120.自転車タイヤ　121.断熱フィルム　122.ヘルメット　123.床/壁用タイル　124.屋根タイル　125.建材用板　126.断熱シート　127.セメントボード　128.ガラス　129.セメント管　130.ポリ塩化ビニール管　131.アルミ管　132.亜鉛　133.アルミニウム棒　134.合板　135.釘　136.石　137.砂　138.赤レンガ　139.軽量レンガ　140.コンクリートブロック/レンガブロック　141.生コンクリート　142.既成の床コンクリート　***143.錫メッキ鋼板　144.鋼メッキ鋼板　145.鋼板（熱間圧延／冷圧延／ステンレス）　146.構造用鋼***　147.家用のペンキ　148.貯水タンク　149.グリーストラップ　***150.潤滑油　151.燃料油***　152.ガソホール　***153.プラスチック樹脂***　154.ビニール袋　155.手さげビニール袋　156.ゴミ袋　157.食品ラップ　***158.鎮痛剤　159.風邪薬　160.筋肉疲労緩和薬　161.傷薬　162.包帯　163.脱脂綿　164.衛生用マスク　165.衛生用手洗いジェル　166.耕運機***　167.トラクター　168.芝刈り機　169.コメの収穫、脱穀用車　170.揚水ポンプ　171.シェードネット　172.鍬　173.鋤　***174.化学薬品スプレー（農業用）***　175.草刈りバサミ　176.魚粉　177.食品用発泡スチロールのプレート　178.学生鞄　179.学生用靴下　***180.学生服***　181.学生靴　182.浄水器　183.オーディオ/ビデオテープ/CD　184.携帯電話　185.携帯電話バッテリー　186.携帯電話のプリペイドカード　187.金の装飾品、金塊 （サービス）001.映画鑑賞代　002.花の配達　003.ランドリー　004.髪のトリミング　005.服の縫製　006.写真の撮影/現像/プリント/拡大　007.資料コピー　008.スペアキー作成　009.駐車場　010.動物の診療　011.運動場/プール/テニス・バドミントンコート　012.美容　***013.ビデオテープ/CDレンタル***　014.宿泊施設/ホテル/賃貸住宅　015.本の貸出

（注1）太斜字は価格統制対象品目。ただし、以下の品目は、それに含まれる下記の一部の商品のみが統制品となっている。
SL2＝白糖・精糖・粗糖、SL8＝トウモロコシ、農耕飼料、SL9＝パーム油、WL53＝インスタントラーメン、WL55＝油漬け魚の缶詰、WL169＝稲刈り機、WL174＝害虫駆除・疫病予防剤（農業用）

（注2）価格統制品（財39品目、サービス3品目の計42品目）で価格監視対象品目でないのは、ニンニク、生キャッサバ根茎・スライスキャッサバ、倉庫レンタルサービスの3品目。なお、価格統制品1品目の中に、価格監視対象品が複数含まれる場合があり、太斜字の品目数と価格統制品目数とは合致しない。

（出所）DITウェブサイトより筆者作成。

2004年に原油価格の高騰を受けて多くの消費財の価格上昇が顕著になると、政府は同年７月、様々な低所得者向け政策を強化する一環として、独占・寡占や不当な商取引からの消費者保護を図る制度であった価格統制・価格監視規制を低所得者の生活費負担軽減策としても位置付けた。その後、価格監視規制の対象財の品目数は、2003年の73品目から、2004年７月に100品目に増加、そこから更に２年間で倍増し、2006年10月には200品目となった（表２）。また、DITでの検討の長期化や値上げ認可の厳格化は、DIT自身が認めるところとなっている[1)]。DITによる資料要求や説明要求の頻度も高くなり、値上げも一時期を除きほとんど認められず、個別に値上げが認められた数少ないケースでも、そのほとんどで、コスト上昇分を吸収するには不十分な値上げ幅にされている[2)]。それでも事業者がDITの指示に従うのは、タイの消費者が価格のみならず市場シェアにも敏感である中で、事業者としては、値上げを抑制しない、消費者寄りでない企業と思われてシェアを失わないよう、一時期の痛みがあっても当局の指示に従うという戦略が現実的であるためと考えられる[3)]。

（２）価格統制・価格監視規制によって低所得者対策を企図する背景要因

一般に、価格操作政策は、低所得者のみを選択して便益を与えることはできない一方、低所得者がスティグマを感じないという点で優れている。ただし、他国では、価格操作政策として、①付加価値税（VAT）の生活必需品に対する軽減税率が採用されている。また、価格操作政策以外にも、②個人所得税の減免、③低所得者に対する手当等の給付、④低所得者に対する生活必需品・サービス等の現物給付、⑤最低賃金政策などの低所得者向け対策が、検討可能あるいは実際に運用されている中で、価格統制・価格監視規制を運用強化したのはなぜだろうか。

①タイのVAT税率は、付加価値税法上は、未加工の農産品などごく一部の非課税品目を除き10％であるが、1997年に発生した通貨危機後、時限の特別措置法を議会で制定し続けることによって７％の特別税率を維持している。特例的に税率が低い状況なので、たとえ日用品に限ったとしても、更なる税率引下げは難しいと考えられる。②所得税については、既に、2004年と2008年の税制改正で、諸控除後の課税最低限所得額が８万バーツから15万バーツに引き上げられた。この結果、現

表２　価格監視規制の対象品目数の推移（各年末）

（年）		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
財	SL	3	8	7	7	15	6	7	9	16	10
	PWL	6	7	11	6	2	12	9	6	15	8
	WL	64	85	132	187	183	182	186	189	174	187
	合計	73	100	150	200	200	200	202	204	205	205
サービス	SL	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
	PWL	2	2	2	1	1	1	1	1	1	4
	WL	18	18	17	18	18	18	18	18	18	15
	合計	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

（出所）DITウェブサイト掲載の価格監視規制対象品目リスト（各年12月版）を基に筆者作成。

在の課税最低限所得を上回っている可能性が高い月15,000バーツ以上の所得がある者は全人口の11.3％しかなく（2011年タイ家計社会経済調査）、所得税の減免を行っても、その効果は低所得者には届かない。③手当等についても、所得額の公的な捕捉が困難な「制度外部門労働者」がタイの労働者人口の62.6％を占める状況［National Statistical Office 2012］では、給付が公正に行われる保証がない。④現物給付としては、2008年に、一定量までの電気・水道・ガス料金、特定の国鉄・バス、ガスホール燃油物品税を期限付で無料にする政策が導入され、2011年の措置終了時に恒久化の提案が政府からなされた。しかし、その後、政権交代があり、検討が棚上げされるなど、好機を逃すと実現しにくい政策なのかもしれない。なお、2000年代前半のタクシン政権時に、低所得地域に対する基金創設や現物給付、低所得者に対する融資・債務返済猶予や30バーツ医療制度などの「草の根政策」が実施されたが、Jiraporn and Somchai［2007］は、これらによる所得格差改善効果は一時的で長続きしなかったと実証している。⑤最低賃金は、タイでは労使のバランスを保てるよう緩やかに上昇してきたが、2012年から13年にかけての引上げは、それまでに反して大幅となった。他の中所得国は、賃金の大幅引上げを先進国化に向けた産業構造転換の一環として行っているが[4]、タイではこれを低所得者対策として実施した。しかし、その結果、低所得者の雇用機会や中小企業の利益を減らし、目的に逆行する可能性を指摘される事態となっている。

こうした政策導入・運営の難しさがある一方で、価格統制・価格監視規制は政府として使い勝手が良い。同規制は事業者に対する値上げ抑制指示であるため、政府の追加的財政支出をもたらさない。そして、対象品目を増やせばそれだけ、DITの影響下に置かれる産業・企業が増加し、その一方で、店頭価格が上昇しなくなる品目が増えるため、政府や与党にとっては、価格上昇に敏感な低所得者・消費者のためにこの規制を強化して生活費負担軽減に実際に役立っている、という政治的な「宣伝」効果を持つ[5]。こうした政治的な魅力ゆえ、価格統制・価格監視規制を緩和する方向に向かいにくいと考えらえる。

（3）価格統制・価格監視規制に関する研究者やメディアの議論

タイにおける価格統制・価格監視規制の必要性に関する実証分析等に基づく研究や提言は見当たらず、研究者やメディア等が述べる問題点も、事業者への不利益や対象財市場の歪み、そして、それらを通じた低所得者への不利益という点が中心である。

規制対象財を製造・販売している事業者は、値上げ抑制に伴う利益の圧縮や値上げ申請に係る煩雑な諸手続きに直面し、これに伴う苦悩がしばしば言及・報道される。江川［2012a, b］は他に、規制による適正利益の圧縮が被雇用者の給与圧縮・解雇等につながりかねないこと、特に価格監視規制の場合は、値上げ決定プロセスにおける透明性の欠如や、毎月のリスト改訂で突如として規制対象になるおそれ（事業の予見可能性への制約の存在）を指摘する。タイ商工会議所大学Thanavath Polvichai経済学部長は、特に小規模の企業は一度でも赤字に陥ると融資の更新が難しくなるため、当局の指示に従いシェアを維持するという戦略を取れずに市場から撤退するリスクが高

まり、これが行き過ぎれば、製品の過少供給や、規制対象から外れた時に大幅な価格上昇が発生しかねないと述べる[6)]。こうした経路を通じて、低所得層の被雇用者や事業者に、より大きいしわ寄せが生じる。

CPグループのVeeravat Kanchanadul上級副社長（当時）も、中小企業のみならず、大企業であっても、規制対象となり利益が圧縮され、DITから販売促進コストの削減も指示され[7)]、製品差別化や商品イメージ戦略など価格以外の面でのシェア争いもできなくなれば、製造コストを下げる新技術の導入などコストや品質の改善努力が遅れ、成長可能性が小さくなるため、当該財市場での競争意欲を減退させかねず、場合によってはその財の市場からの撤退もあり得る、と述べる[8)]。

３．低所得者のウェルフェアへの影響

（1）問題の設定

これらの考察も、低所得者の生活費負担軽減策であったはずの同規制が低所得者の利益に反する結果となりかねないことを述べているが、規制により市場の歪みが生じ、事業者に悪影響をもたらす結果、低所得者の事業活動や雇用に影響するという方向からの議論にとどまっている。同規制の存続の可否の判断は、規制がこのマイナス面のみならず、一国全体の社会的厚生を改善し、特に消費者としての低所得者により多くの利益をもたらす、という（政府が期待する）「プラス面」の効果が実現しているかどうかも検証しなければならない。そして、プラスの効果が実現しているときは、プラス、マイナス双方の大きさを勘案して、制度の存続を判断する必要があるが、プラスの効果が実現していないときは、同規制の運用改善が必要となる。筆者の知る限り、このプラス面の有無を実証分析した研究は存在しない。本稿の問題設定は、ここでいうプラスの効果、すなわち、価格統制・価格監視規制による政策的な価格操作政策が、低所得者の便益につながっているかを、数理的モデルによって明らかにしていくことである。その実証分析の枠組みとして、以下、社会的厚生関数（SWF：social welfare function）を用いていく[9)]。SWFを構成する要素は、その分析ごとに様々であるが、個別の価格の政策的な操作が一国全体の社会的厚生にどのように影響を与え、また、特に低所得者のウェルフェアの改善に資するものとなっているかを検証する２つのアプローチを考える。

（2）平均所得と所得不平等度からなる社会的厚生関数でみた、規制の影響：１つ目のモデル

１つ目のモデルとして、所得分布の不平等度の改善・悪化そのものがSWFの大きさに影響するとのKondor［1975］の議論に基づき、SWFを実質平均所得μと所得分布の平等度Iの関数と考えてみる（すなわち、$W=(\mu(y), I(y,p))$とする）。Iは、各世帯の実質所得$y=(y^1, \boxtimes, y^H)$と国内の財・サービスの実質価格$p=(p_1, \boxtimes, p_k)$の関数とし（いわば、各個人の所得を、保有した財の量で測っている）。「実質価格」は、当該財の価格を一般消費者物価指数で除したものと定義し、価格上昇率がインフレ率を上回る（下回る）財の実質価格は上昇（下落）するようにした。なお、以下、この項では、議論の簡略化のため、$W=\mu(y)\cdot I(y,p)$と仮定し、また、両変数は互いに独立であるとする。

このSWFを価格に関して微分すると、2種類の影響が導出される。一つは、価格の相対的変化が平均所得に与える影響（$I \cdot \sum_i (\partial \mu / \partial p_i) dp_i$）であるが、平均所得は価格の関数ではないので、この影響はゼロとなる。もう一つは、価格の相対的変化を通じた所得分布の平等度への影響（$\mu \sum_i (\partial I / \partial p_i) dp_i$）であり、価格統制・価格監視規制の運用次第で、正負のどちらの値も取り得る。この具体的な値を測定するには、SWFの具体的な形状を知る必要があるため、本稿で行おうとしている分析の範囲を超えるが、一方で、この影響分が正になるとき、低所得者にとって、同じ所得によって購入できる財の量の増加率が、他の所得の者のそれより大きくなっているはずである。そして、このときには、低所得者物価指数（Low-income Price Index：LPI）上昇率は、消費者物価指数（CPI）上昇率より低く推移しているはずである。しかし、同規制が強化された2004年以降のLPI上昇率とCPI上昇率をみてみると（図1）、2006年半ばまでは両者の差が見られず、同規制が効果的にLPI上昇率を引き下げられていないのみならず、それ以降は、総じてLPI上昇率がCPI上昇率を上回って推移していることがわかる。ここから、同規制にはその設計・運用において失敗がある可能性が示唆される。

では、失敗の原因は何か。図1におけるLPIとCPIの上昇率の差は、低所得者と総合との間のバスケットの構成比の違いから生じている。仮に政府が、LPIのバスケット（支出構成比）を見て、単に（総合の支出ウェイトを気にすることなく）低所得者の支出ウェイトの高さで規制適用の要否を判断していれば、制度設計に失敗する可能性がある。その理由は以下のとおりである。ある財の値上げを抑制して実質価格を下げると、その分、他の財への需要が高まり、値上げ抑制を受けていない財の価格がより大きな上昇圧力を受ける。このとき、たとえ規制対象品目への低所得者の支出ウェイトが高くても、それ以上に中高所得者の当該財への支出ウェイトが高ければ、規制によってより「得をする」のは中高所得者である。その上、

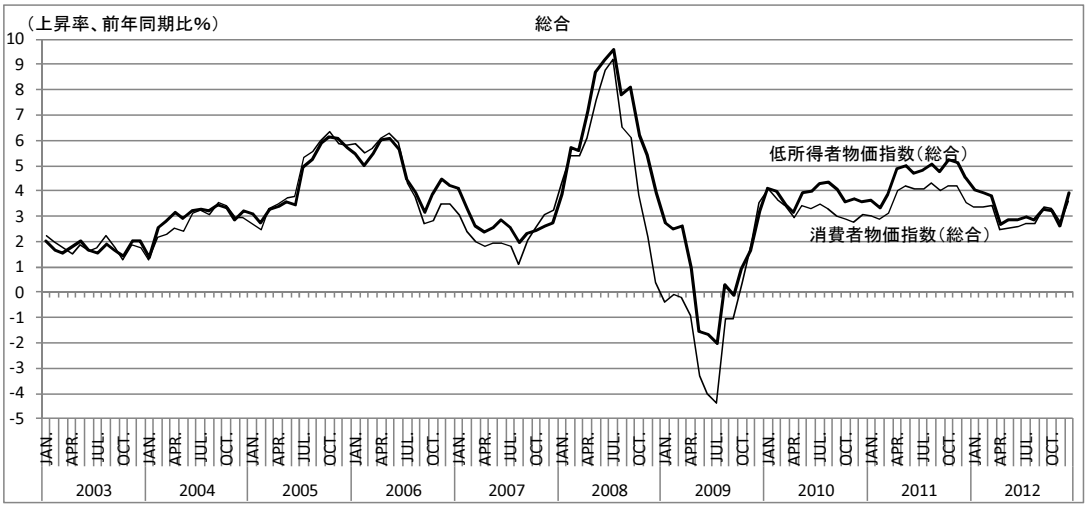

（出所）商務省経済統計部「消費者物価指数」及び「低所得者消費者物価指数」統計より筆者作成。

図1　LPI上昇率がCPI上昇率を上回って推移

中高所得者が、得をした分で規制対象品目以外の財の需要を大きくすれば、それらの財の価格上昇を通じて不利益をより大きく被るのは低所得者である。低所得者の支出ウェイトより中高所得者の支出ウェイトのほうが高い品目が規制対象に多く含まれるようになれば、いずれは、LPI上昇率がCPI上昇率を上回ることとなる。

そして、表3を見ると、確かにLPIの支出ウェイトの高い品目分類において価格監視規制品目が存在する傾向があるように見える。そして、食品62品目、清掃機器・用品18品目、服飾・靴7品目などは、CPIにおける支出ウェイトよりLPIにおける支出ウェイトのほうが高い。しかし、低所得者が一般の消費者に比べてあまり支出をしない多くの品目（建設資材・部品27品目、車・車関連機材・サービス20品目、娯楽・教養12品目など）や、低所得者もそれ以外の者も同等のウェイトである品目（パーソナルケア用品15品目、家庭用家具・機材22品目）も規制対象となっている。

表3　LPIウェイトがCPIウェイトより高い品目のみに規制がかかっているわけではない

	ウェイト		価格変化率（年率%）	価格監視規制対象品			ウェイト		価格変化率（年率%）	価格監視規制対象品	
	CPI	LPI		品目数	2004年以降		CPI	LPI		品目数	2004年以降
全品目	10,000	10,000	3.06	225	132	**住居・家具**	2,348	***2,462***	0.19		
飲食料品	3,301	***4,121***	5.65			居住	1,591	***1,677***	0.06		
食材	1,856	***2,483***	7.94			家賃	1,519	***1,640***	0.01	0	0
米・小麦その他穀物	288	***435***	7.38			建設資材・部品	***61***	8	1.89	27	12
米	207	***345***	8.58	1	0	労働コスト	11	***29***	1.01	0	0
小麦・穀物製品	81	***90***	3.38	5	4	水道光熱費	510	***543***	0.04	1	0
肉・鶏肉・魚	573	***767***	5.86			家の装飾用の布、家具	***18***	15	0.42	22	16
肉	229	***316***	5.84	3	3	清掃機器・用品	143	***181***	2.80	18	13
魚、魚介	237	***319***	5.86	6	6	**医療用具・パーソナルケア用品**	***687***	611	1.14		
卵・生鮮食料品	210	***268***	4.22	6	3	医療用品	***217***	161	0.94		
野菜・フルーツ	390	***491***	14.52			薬・医療ケア用品	25	***34***	0.86	9	4
生野菜、野菜加工品	197	***260***	15.88	10	10	医療ケアサービス	***192***	127	0.99	0	0
生果物、果物加工品	193	***231***	13.01	1	1	パーソナルケア支出	***380***	379	1.34		
調味料	195	***263***	4.84			パーソナルケア用品	314	***315***	1.18	15	9
砂糖・甘味料	93	***121***	5.39	2	1	パーソナルケアサービス	***66***	63	1.91	3	0
油・調味料	102	***142***	4.27			**運輸・通信**	***2,680***	1,907	3.19		
油	38	***56***	7.93	1	0	公共交通サービス	***522***	395	3.31	0	0
調味料	64	***86***	2.13	14	10	車、車関連サービス	***1,356***	881	5.13		
非アルコール飲料	200	***259***	1.92	10	7	車の購入、車関連機材	***603***	304	0.13		
既製食品	1,445	***1,639***	2.87			車	***589***	298	0.07	4	1
レディーミール	793	***980***	3.54	3	1	車関連機材	***14***	6	2.30	7	3
外食	652	***659***	2.34	0	0	車の燃油	***543***	445	9.93	6	4
タバコ・アルコール飲料	166	***230***	2.91			維持サービス支出	***68***	66	1.47	3	0
タバコ	72	***108***	4.81	0	0	登録料、自動車保険料	***143***	66	-1.15	0	0
アルコール飲料	94	***122***	1.39	0	0	通信、通信機器	***448***	400	-1.00		
服飾・靴	***296***	258	-0.14			通信サービス	***429***	376	-0.90	3	1
服	***247***	176	-0.20			通信機器	19	***24***	-3.69	2	1
（うち、子ども用）	37	***41***	-1.56	3	3	**娯楽・教育**	***521***	410	-0.43		
縫製サービス、アクセサリー	0	***5***	0.86	2	1	娯楽・読書	***272***	191	0.53	7	0
靴、靴の修理・維持	48	***77***	0.18	2	0	教育	***249***	219	-1.70	5	1

（注1）価格監視規制対象の各品目がどの分類に属するかは、商品及びサービス価格法に基づく商務省の各種告示を参照にしつつ、入手可能な各種情報を基に筆者が独自に行ったもの。以下、表4、表5についても同じ。
（注2）専ら農業活動ないし生産活動に用いられる品目（それぞれ16品目、8品目）は、上記に含めていない。
（注3）ウェイトは、公表されているものについては公表データをそのまま用い、その下位の分類で公表されていないものについては、筆者推計。CPIとLPIとのウェイトを比較し、より大きい方を太斜字にしてある。
（出所）商務省経済統計部「消費者物価指数」及び「低所得者消費者物価指数」統計より筆者推計・集計。

(3) 同規制が低所得者のウェルフェアを高めない財を選定している可能性：２つ目のモデル

上述の考察から、低所得者の支出ウェイトのみを見て価格監視規制の対象を選定するのは低所得者にとって好ましいとは限らないこと、しかし、それにもかかわらず、実際にそのような対象品目の選定を行ってしまっていた可能性があることがうかがえる。これは裏を返せば、望ましい制度設計とは、値上げ抑制によって低所得者のウェルフェアが確実に改善される財のみを規制対象として選定することであり、制度設計においてその視点が欠如していた可能性があるということである。

ただし、上述までの分析では、各財を個別に、価格監視規制の適用の可否を判断することができず、別のモデルを用いる必要がある。そこで、一般的なSWFの想定、すなわち、社会的厚生の量は単に個人の効用の総和であるとするベンサム型のSWFを考えてみる。そのようなSWFを社会が有しているとき、Yitzhaki and Thirsk［1990］（以下、Y&Tと略す）は、SWFの具体的な形状を特定しなくても（SWFがどのような形状であっても）、一定の条件を満たす限り[10]、適切に財を選定すれば、予算中立的な価格操作が社会的厚生の「ダルトン改善効果」をもたらすことを証明している。ダルトン改善効果とは、後述の式（D）が端的に表現しているが、最も低所得の者から数えてどの者までの総計を取ってもウェルフェアの合計量の変化分がプラスとなるような価格操作政策の設計に成功している状況を指す（ただし、国全体の社会的厚生の「総量」は不変）。これが2つ目のモデルである。

以下、Y&Tを応用したモデルの導出を行っていく[11]（以下は、下記の式（D）の導出過程であるので、同式の前まで読み飛ばしても問題ない）。まず、景気、所得や他のマクロ経済環境が不変である限り、物価水準は不変であるから、ある財の実質価格が上昇するときには、必ず他のいずれかの財の実質価格が下落し、国全体の財の総額Rは全体の価格変化の前後で一定である。すなわち、x_j^hを家計hにおける第j財の消費量として、

$R=\sum_{j=1}^{k} p_j X_j$ （ただし、X_jは国全体の第j財の消費量で、$X_j=\sum_{h=1}^{H} x_j^h$ ）が一国の所得制約線となり、これに関し、以下が成り立つ。

$$\sum_{j=1}^{k}\sum_{l=1}^{k}\frac{\partial(p_l X_l)}{\partial p_j}dp_j=0$$

すなわち

$$\sum_{j=1}^{k}\left(X_j+\sum_{l=1}^{k}p_l\frac{\partial X_l}{\partial p_j}\right)dp_j=0 \quad \cdot\cdot\cdot(\mathrm{A})$$

さて、SWFに与える影響を考えるため、個別の価格の変化の影響を考慮できるよう、SWFを構成する効用関数には間接効用関数を用いる[12]。間接効用関数に基づくベンサム型のSWFを

$$W=W\left(V^1(y^1,p),\boxtimes,V^h(y^h,p)\right)$$

と定義し、その形状について以下を仮定する。

$$W^h=\frac{\partial W}{\partial y^h}=\left(\frac{\partial W}{\partial V^h}\right)\cdot\left(\frac{\partial V^h}{\partial y^h}\right)>0$$

かつ$y^s<y^t$のとき$W^s>W^t$

SWFの価格変化に対する影響を見るため、λ^hを家計hの所得制約付効用最大化問題におけるラグランジュ乗数とし、これを全微分し、ロワの恒等式から、以下が導き出される。

$$dW = \sum_{h=1}^{H}\sum_{j=1}^{k}\left[\left(\frac{\partial W}{\partial V^h}\right)\cdot\left(\frac{\partial V^h}{\partial p_j}\right)dp_j\right]$$
$$= -\sum_{h=1}^{H}\left[\left(\frac{\partial W}{\partial V^h}\right)\cdot\left(\frac{\partial V^h}{\partial y^h}\right)\sum_{j=1}^{k}x_j^h dp_j\right]$$
$$= -\sum_{h=1}^{H}\left(\lambda^h\sum_{j=1}^{k}x_j^h dp_j\right)$$
$$= -\sum_{h=1}^{H}\lambda^h\left(x_k^h dp_k + \sum_{l=1}^{k-1}x_l^h dp_{-k}\right) \cdot\cdot\cdot \text{(B)}$$

ここで、所得に関する限界効用逓減の仮定から、$y^s<y^t$ のとき$\lambda^s>\lambda^t>0$となる。また、一般性を失わない程度の単純化として、Y&Tの手法と同様、全ての財の価格を１とし、第j財への価格監視規制の影響を分析する場合には、第j財以外の全ての財で価格変化率は同じ（dp_{-j}（$=dp_1=$ ⊠ $=dp_{j-1}=dp_{j+1}=$ ⊠ $=dp_k$））であると仮定した。上述の仮定の下、第k財への価格監視規制の影響を分析する場合の（A）式も、以下のように簡略化できる。

$$dp_{-k} = \frac{X_k}{\sum_{l=1}^{k-1}X_l}dp_k \qquad \cdot\cdot\cdot\cdot \text{(C)}$$

（C）を（B）に代入すると、以下のようになる。

$$dW = -\sum_{h=1}^{H}\lambda^k\left(x_k^h dp_k - \frac{X_k}{\sum_{l=1}^{k-1}X_l}dp_k\cdot\sum_{l=1}^{k-1}x_l^h\right)$$
$$= \sum_{h=1}^{H}\lambda^k\left(\frac{x_k^h}{X_k} - \frac{\sum_{l=1}^{k-1}x_l^h}{\sum_{l=1}^{k-1}X_l}\right)X_k\cdot(-dp_k)$$

上式において、$y^s<y^t$ のとき$\lambda^s>\lambda^t$であることから、家計が所得の低い順に1, 2, ……と並べられた場合に、以下の（D）式が全ての家計$m<H$について成り立つならば、価格監視規制によって第k財の実質価格の低下$dp_k<0$が発生したとき、最低所得者からどの所得階層の者までを取っても$dW\geq 0$となることがわかる。

$$\sum_{h=1}^{m}\left(\frac{x_k^h}{X_k} - \frac{\sum_{l=1}^{k-1}x_l^h}{\sum_{l=1}^{k-1}X_l}\right) \geq 0 \qquad \cdot\cdot\cdot\cdot \text{(D)}$$

この（D）式は、第k財の消費量でみた集中度曲線と呼ばれる曲線（Concentration Curve。以下、CC_kとあらわす）と、第k財以外の全ての財の消費量でみた集中度曲線（消費支出ベースのローレンツ曲線で近似できる。以下、Lとあらわす）の２つを比較し（図２）、どの所得レベルにおいても$CC_k\geq L$となれば（図２の「ケースⅠ」）、SWFがどのような形状でも（つまり、SWFの具体的な形状を知らなくても）、価格監視規制による第k財の実質価格の下落が社会的厚生のダルトン改善効果を持つということを証明している。

したがって、以下の分析は、規制対象品目のうち、どの程度の品目が図２のケースⅠに示される位置関係を満たし、かつ、当該財が適切に価格を抑制されていたかを調べるという、簡便な作業となる。ただし、制約も存在する。このモデルでは、ダルトン改善の方向性（低所得者においてウェルフェアが改善したかどうか）は捉えられても、その変化量は捉えられない。また、CC_kとLの位置関係は、大きく分けて５つに分けられるが、２つの曲線が交わるときにはダルトン改善の方向性を断定できない。ダルトン改善の方向を知ることができるのは、CC_kがLより上にあり、規制対象として正しく選ばれているケースⅠと、逆に、CC_kがLより下にあり、価格監視規制をかけて値上げ

を抑制すれば低所得者のウェルフェアをむしろ悪化させるケースⅡのみである。

(4) タイ家計社会経済調査を用いた分析結果

価格統制・価格監視規制の運用強化と対象品目の増加がなされた2004年以降に規制対象品目が適切に選定されてきたかどうかに着眼するため、2004年時点のタイ家計社会経済調査（Household Socio-Economic Survey：以下、HSESと略記）により、それぞれの消費財分類が図2のどの位置関係に属するかを調べる。結果として、まず、5つの位置関係のうちケースⅠ、Ⅱ、Ⅳの3種類の関係のみが存在した。ケースⅠとⅡに対する価格監視規制のあり方は前述のとおりである。ケースⅣは、式（D）から、2つの曲線の交点より所得が低い者があまり消費していないという点に着目すれば価格上昇が望ましいと解釈できる一方、交点以上の所得の者は当然かつある程度公平に消費しているという点に着目すれば価格下落が望ましいとも解釈できる。

これら3つのケースそれぞれに属する価格監視規制対象品目数を整理した結果が表4である。農業用品や専ら生産活動に用いられる財など、一般消費者が購入する財とは性格の異なる（HSESで

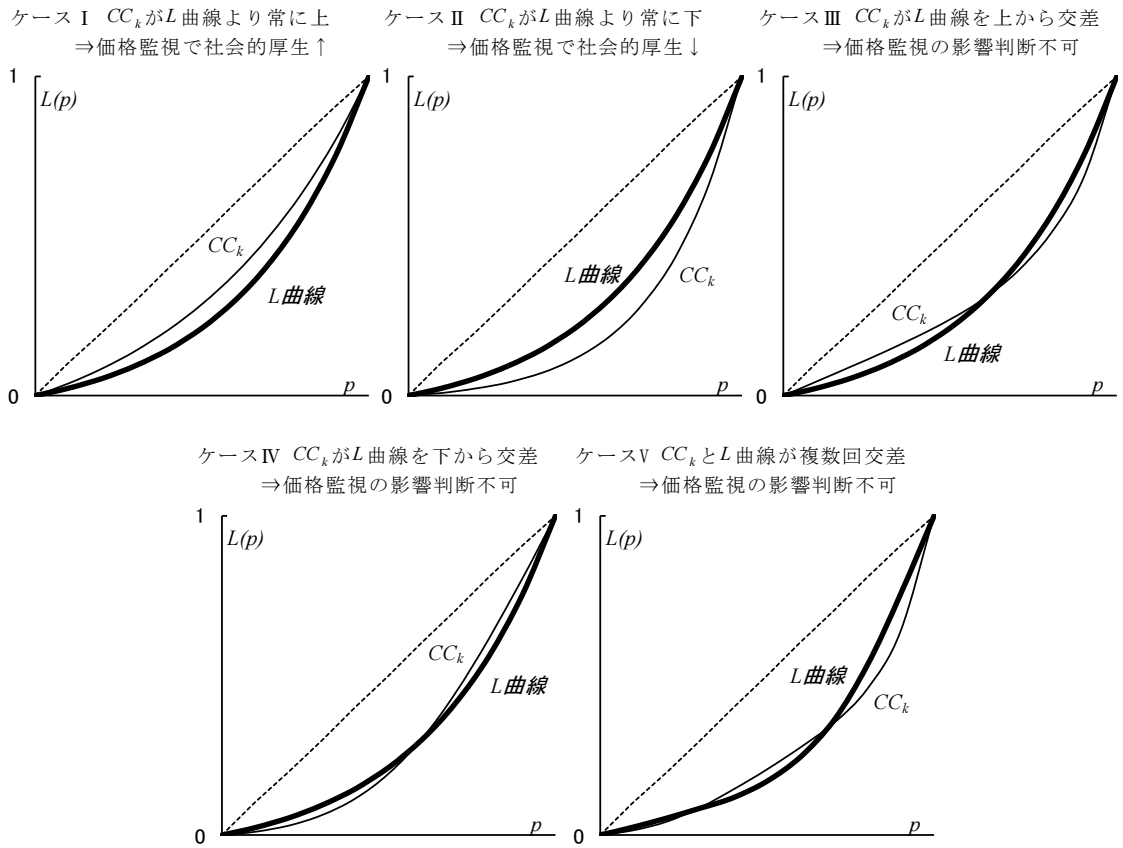

図2　CCkとLの5種類の位置関係

表4　分析結果

○ケースⅠに属するもの（適切に選定されているもの）

分類名（　）内はウェイト		対象品目数	追加	分類名（　）内はウェイト		対象品目数	追加	分類名（　）内はウェイト		対象品目数	追加
コメ・小麦その他穀物	(288)	**6**	**(4)**	砂糖・甘味料	(93)	**2**	**(1)**	タバコ	(72)	**0**	**(0)**
肉・鶏肉・魚	(573)	**9**	**(9)**	調味料・その他食料	(64)	**14**	**(10)**	家賃	(1,519)	**0**	**(0)**
卵・生鮮食料品	(210)	**6**	**(3)**	清掃機器・用品	(143)	**18**	**(13)**	水道光熱費	(510)	**1**	**(0)**
食用油	(38)	**1**	**(0)**	薬・療品ケア用品	(25)	**9**	**(4)**				
生野菜・野菜加工品	(197)	**10**	**(10)**	パーソナルケア用品	(314)	**15**	**(9)**	**合　　計**	**(4,046)**	**91**	**(63)**

○ケースⅡに属するもの

分類名（　）内はウェイト		対象品目数	追加	分類名（　）内はウェイト		対象品目数	追加	分類名（　）内はウェイト		対象品目数	追加
自動車運転・維持	(768)	**16**	**(7)**	入院費用	(50)	**0**	**(0)**	通信サービス	(429)	3	**(1)**
書籍	(59)	**0**	**(0)**	パーソナルケアサービス	(66)	**3**	**(0)**	会員料（教養娯楽施設）	(24)	0	**(0)**
建築資材・部品等	(72)	**27**	**(12)**	長距離交通運賃	(174)	**0**	**(0)**	教養娯楽物資	(188)	7	**(0)**
病院の外来	(142)	**0**	**(0)**	自動車購入	(589)	**4**	**(1)**	教育費	(249)	5	**(1)**
								合　　計	**(2,810)**	**65**	**(22)**

○ケースⅣに属するもの

分類名（　）内はウェイト		対象品目数	追加	分類名（　）内はウェイト		対象品目数	追加	分類名（　）内はウェイト		対象品目数	追加
生果物・果物加工品	(193)	**1**	**(1)**	被服・縫製・アクセサリ	(247)	**5**	**(3)**	アルコール飲料	(94)	0	**(0)**
非アルコール飲料	(200)	**10**	**(7)**	靴・履物	(48)	**2**	**(0)**	通信機器購入	(19)	2	**(1)**
レディーミール	(793)	**3**	**(1)**	家具、家庭用機材、生地	(18)	**22**	**(16)**				
外食	(652)	**0**	**(0)**	地域内交通運賃	(348)	**0**	**(0)**	**合　　計**	**(2,612)**	**45**	**(29)**

（注）ウェイトとは消費者物価指数ウェイトで、2007年固定の一万分率。ただし、商務省の数値をそのまま採用しているが、中分類以下では明示されていない品目とウェイトがあると思われ、上表のウェイトの合計は10000に満たない。
（出所）筆者集計。

の品目分類に当てはめることができない）24品目を除く201品目のうち、正しく選定されているケースⅠに属する品目は91品目で、全品目の45％しかない。2004年以降に追加（財73品目→205品目）されたうちで分類可能だった114品目についてみると、63品目がケースⅠに入っており、品目選定に改善が見られたようにも思われるが、それでも追加品目全体の55％の品目数であり、また、実質価格がむしろ上昇した飲食料品が37品目含まれている（この問題については後述）。一方、ケースⅡに属する品目も65品目あり、2004年以降に追加された品目のうち22品目がこれに該当する。ケースⅣに属するものも45品目存在し、うち、2004年以降に追加された品目は29品目で、飲食料品を除くとこれに属するものが最も多い。この分析から、ケースⅠに属しない品目が多数選ばれ、2004年以降も抜本的に改善していないという点で、規制が低所得者のウェルフェアを高めるように考えて強化されたとは言えないことがわかる[13)]。

設計の失敗のみならず、運用のまずさも指摘される。ケースごとに、各規制対象品目の2004年以降の実際の価格動向を整理した表5をみると、ケースⅠに属する品目で実質価格が低下しているのは57品目しかないことがわかる。特に飲食料品を中心に、ケースⅠに該当する品目で2004年以降

表5　ケースⅠに属する品目でも飲食料品を中心に価格上昇

		ケースⅠ（価格↓でSWF↑）	ケースⅡ（価格↑でSWF↑）	ケースⅣ（判定不可）
実質価格低下	規制対象品有	64 調味料・その他食料（14） 510 水道光熱費（1） 143 清掃機器・用具（18） 25 薬・医療ケア用品（9） 314 パーソナルケア用品（15） ※規制の成功	18 家具・家庭用機材・生地（22） 72 建設資材・家事労働コスト（27） 66 パーソナルケアサービス（3） 589 自動車購入（4） 225 自動車維持サービス支出・登録料・自動車保険料（10） 429 通信サービス（3） 249 教育費（5） 188 教養娯楽物資（7） ※規制の設計の失敗	200 非アルコール飲料（10） 247 被服・縫製・アクセサリ（5） 48 靴・履物（2） 19 通信機器購入（2）
	規制対象品無	1519 家賃	142 医療ケアサービス（入院除く） 50 入院費用 24 会員料（教養娯楽） 59 書籍	652 外食 94 アルコール飲料
実質価格上昇	規制対象品有	288 コメ・小麦その他穀物（6） 573 肉・鶏肉・魚（9） 210 卵・生鮮食料品（6） 197 生野菜・野菜加工品（10） 93 砂糖・甘味料（2） 38 食用油（1） ※規制の運用の失敗	543 燃油（6）	193 生果物・果物加工品（1） 793 レディーミール（3）
	規制対象品無	72 タバコ	174 長距離交通運賃（公共交通サービスの内数）	348 地域内交通運賃（公共交通サービスの内数）

（注）商品分類の前にある数字は、消費者物価指数のウェイト。
（出所）表3に同じ。

に追加された財のほとんどが、実質価格の上昇を経験した。一方、値上げ抑制が社会的厚生の悪化につながるケースⅡに属する価格監視規制対象品目においては、燃油を除き、結果的に値上げ抑制に成功した形になっている（81品目が該当）。ケースⅠの品目における運用の失敗と、その一方でのケースⅡでの厳格な運用が、価格監視規制が低所得者のウェルフェアを改善させる効果を発揮しない大きな要因となったことがうかがえる。

ケースⅠの品目に対する価格監視規制の運用の失敗の要因については、日本貿易振興機構輸出促進・農水産部［2008:72-73］やNatthakorn［2008］の指摘が参考になる。これらは、特に農作物など価格の変動が激しい品目において顕著な事例として、値上げ申請に携わる者やその財の供給者が、値上げ申請が認可される状況になったとわかると、商品を売り惜しみ、値上がりを待つことがあると指摘する。Natthakorn［ibid.］はこのほかに、いわゆるパパママストアなど監視対象とならない小売店の存在や、監視頻度が低い対象品目では価格監視日かどうかの予想に応じて異なる価格を設定することなどから、規制対象品目において二重価格市場が発生する「抜け穴」の存在を指摘する。これらの行為は、中央委員会が法律に基づき制定する「価格表示に関する告示」に違反するものだが、違反行為が横行しているという意味でも、「抜け穴」となっている。こうした抜け穴が必需品において発生すれば、それだけ、個々の購買力が弱い低所得者に不利な価格動向が現れることとなる。

（5）価格監視規制の必要性の検討と可能な改善策

以上の分析により、価格監視規制は事業者の適正利益を毀損させつつ運用されているにもかかわらず、設計のみならず実際の運用においても失敗しており、低所得者のウェルフェアの改善に寄与していないという結論が得られた。2004年以降、同規制は低所得者向けの生活費負担軽減策として強化されてきたので、本来なら、低所得者の所得動向の改善に応じて規制の運用を緩和すべきであると考えられる14)。しかし、そうした所得の時間的動向を考慮しなくても、本稿の分析は、価格監視規制について、対象財の選定を見直す必要性があるとの示唆を与えるとともに、その方向性を、EBP（Evidence-Based Policymaking：科学的証拠に基づいた政策形成）の考え方に基づき提案するものにもなっている。すなわち、この規制によって低所得者のウェルフェアを確実に改善するためには、①ケースⅠに属する品目以外については価格監視規制を外し、価格決定を市場メカニズムに委ねること、②今後、規制対象品目を追加するときは、その財・サービスに係る集中度曲線がケースⅠの関係を満たすかどうかを事前に確認すること、が示唆される。

また、ケースⅠに属する品目の値上げを抑制する場合でも、２．で考察したように、同規制が事業者への一方的な負担を強いるところに市場の歪みの問題の端緒があることを考えれば、政府が財政負担をするよう制度を再設計することが重要である。政府の財政負担が生じれば、対象品目の増加は財政支出の増加に直結するとともに、一度この制度を導入すると政治的に廃止がより困難となるため、品目の選定により慎重になり、かつ、品目数を抑えようとするインセンティブが自ずと働く。また、事業者は適正利益を確保できることから、市場均衡に比べて過少供給となるおそれが少ない。財政負担の導入の手法の１つは、価格監視規制の対象財を供給する事業者に対する、市場価格と規制価格との差分の補てん策である[15)]。ただし、適正利益や適正コストの判断基準がDITに委ねられると、コストに対する過剰に厳しい見方から、現行の価格監視規制と何ら変わらないものとなってしまうおそれがある。２つ目は、低所得者への廉価供給が必要な財については、現行の価格監視規制を外す一方、確実に低所得者が大きく裨益する品目を、無料化、バウチャーないし現物支給によって政府が提供するという手法である。３つ目は、価格監視規制を廃止し、代わりにVATを段階税率化する手法が挙げられる。現行のVAT税率は特例的に低くされているので、将来、10％に戻す際に、ケースⅠに属する品目のみ税率を７％に据え置くと、形は軽減税率となり、また、ダルトン改善効果が期待される[16)]。

４．結語

価格統制・価格監視規制は、これまで見てきたように、規制対象となる財の選定や抜け穴の防止などに注意を払って設計し運用しなければ、低所得者におけるウェルフェアの改善効果が見込めない。低所得者の支出ウェイトが大きいことを理由に規制対象品目が選定・追加されてきたと思われるが、そうした選定は適切ではない。また、Y&Tを応用したモデルから、低所得者のウェルフェアの改善の観点から正しく選ばれたと結論付けられる品目は半数もないことが示唆されるとともに、正しく選ばれたうちの半数以上の品目において、

価格が実際には大きく上昇した。

タイは、先進国化を目指して経済制度でも市場メカニズムの重視や高付加価値経済化に向け努力をしており、その一方では、農家からの米の高値買入れを実質的に保障する制度（米籾担保貸付制度）や最低賃金の大幅引上げなどの政策が実施されている。この時期を捉え、本稿での分析結果を用いたEBPとして、ケースⅠに属する品目以外の品目を規制対象から外す形で規制緩和を行えば、政府の政策目的に叶うように同規制を運用できるとともに、低所得の有権者の理解を得られやすいはずである。また、コスト上昇分の値上げは柔軟に認めることで、低所得者も従事する企業活動に支障を与えたり、彼らの雇用に悪影響を及ぼさないようにすべきだ。

なお、本稿では、2004年のHSESのデータにより分析を行ったが、これに加え、直近年のHSESのデータが入手できれば、直近のCCk曲線とL曲線とを導出・比較し、当該規制が現時点で必要かどうかの検証を更に説得的なものにするだろう。しかしタイ統計局は、2006年分のHSESの公表の時点から、タイの政府機関や一部のタイ人研究者以外にはHSESの個票を含めた詳細な統計情報を原則として提供しなくなった[17]。タイ統計局による、国籍を基準とする情報提供面での差別的扱いは行き過ぎた対応であることを指摘し、上記の検証を、当該データが正式な経路で入手できた際の分析面での課題として残しておく。

（本稿に対して、匿名の２名の査読者より、非常に有益なコメントを多数頂戴したことを、この場を借りて御礼申し上げる。）

注

1）例えば、DIT局長は2008年１月に、同局に値上げ申請があった後に決定も却下もなされていない品目数が517に上っていると述べた（週刊タイ経済2008年１月21日号記事）。

2）2007年に、インスタントラーメンの「ママ」の値上げ申請があった際には、値上げは長期間の交渉の末に認められたが、DITは、その後５年間は値上げをしないよう指示するとともに、インスタントラーメンを2008年から価格統制品リストに含めた。

3）2009年３月にタイ商工会議所大学Thanavath Polvichai経済学部長から同旨を聴取した。

4）シンガポールが中所得国程度の発展段階であった1979年に、産業構造の高度化のための政策として、年率約20％の賃金上昇を行ったことが、良く知られている。

5）政党の如何にかかわらず、価格上昇を抑える姿勢は、政権与党が低所得者向け対策に取り組んでいるとの好印象を与えると考えられている。その証左として、2008年以降、いずれの政権の施政方針演説でも価格抑制について盛り込まれ、また、価格統制・価格監視規制の運用に加え、新政権が樹立されるたび、新商務相は、製造業・小売業者との間で、値下げや価格の凍結を直接交渉している。

6）「週刊タイ経済」2011年３月21日号記事での同氏の発言による。

7）DIT担当官から2006年10月に筆者が同旨を聴取したほか、その後も、商務省の閣僚や高官による同旨発言が種々報じられた。また、卸・小売業協会は、製造業者における巨額の宣伝予算と販売促進コストが卸・小売価格に転嫁されている旨述べている（2008年２月22日付Bangkok Post紙）。

8）2008年２月26日付Bangkok Post紙における同氏発言。

9）その教科書的な解説については、Barr［1998］やLambert［2001］を参照。

10）一定の条件とは、SWFが、①同質的な各個人の効用に対して増加関数、②個人の効用の増加に対して逓減的という、ミクロ経済学理論で通常用いられる条件である。

11）本稿で構築したモデルを「Y&Tの応用」としたのは、Y&Tは２財モデルで、価格操作を一方の財への補助金で行い、同補助金に必要な予算額を他方の財への追加課税によって行うというものであり、本稿での、多財で、かつ政府の財政支出がないモデルとは前提が異なることによる。ただし、本稿で「実質価格」

の考えを導入することにより、Y&Tの枠組みが利用可能となっている。

12）間接効用関数を用いるとき、その定義から、社会の各構成員（消費者）は、自らの効用を最大化するように、各財の相対的価格水準に応じて最適に財を消費している。

13）ただし、データの制約から、同じ分類に含まれる複数の規制対象品目は同じ集中度曲線を持つという仮定を置かざるを得ない点に留意が必要である。

14）Euromonitor Internationalの推計によれば、タイの実質世帯所得の伸び率は、2000年から2010年までの年平均で、第１十分位階層で6.57％、第３十分位階層でも5.07％と、マクロでの平均（3.92％）を大きく上回った。また、先述のとおり、タイのジニ係数は2000年代を通じて低下傾向にあった。今後も、米籾担保貸付制度を通じた実質的な米価下支え策や最低賃金の全国一律300バーツへの大幅引上げなど、他の低所得者向け政策の強化の結果、低所得者の所得伸び率は政策的に高く誘導されると予想される。この意味でも、価格監視規制を緩和する好機と言える。

15）なお、タイでも、コメなどごく限られた品目で政府の実質的な買上げ政策は実施されており、また、補てんを行って価格を下げていた製品もかつては存在した。

16）一方で、VAT引上げにより実質所得が低下するので、別途、低所得者への所得補てん政策が必要との政策判断が生じるかもしれない。折しも、2011年以降、低所得者の所得そのものを向上させる（と考えられている）政策が実施されており、VAT税率の正常化と段階税率化を図るとともに価格監視規制を緩和するには、良いタイミングである。

17）筆者は、2006年以降のHSESの詳細情報の提供に関し、2008年以降、電話・メール・文書送付・直接訪問により依頼してきたが、公式に提供されるには至っていない。

参考文献

江川暁夫 2012a「タイ商務省による価格統制・価格監視規制について 第１回」公益財団法人日本タイ協会『タイ国情報』46（4）。

――― 2012b「タイ商務省による価格統制・価格監視規制について 第２回」公益財団法人日本タイ協会『タイ国情報』46（5）。

日本貿易振興機構輸出促進・農水産部 2008 「平成19年度食品規制実態調査 タイの農業政策、農業の現状と周辺国を巡る動き」www.jetro.go.jp/jfile/report/07000165/honbun.pdf。

元田時男 1999「タイ国の消費者保護関連法について」（社）国際商事仲裁協会『JCAジャーナル』1999年11月号（home.att.ne.jp/yellow/tomotoda/consumerprotect.htmより入手）。

Barr, Nicholas 1998 *The Economics of Welfare State* Oxford University Press（3rd ed.）.

Jiraporn Plangpraphan and Somchai Jitsuchon 2007 “Grass-Root Policies: with Implications on Rural-Urban Income Gap” Thailand Development Research Institute（unpublished）.

Lambert, Peter J. 2001 *The Distribution and Redistribution of Income* Manchester University Press（3rd ed.）.

Kondor, Yaakov, 1975 “Value Judgements Implied by the Use of Various Measures of Income Inequality”, *Review of Income and Wealth*, 21, 309-321.

National Statistical Office of Thailand 2012 “The Informal Employment Survey 2012”, Ministry of Information and Communication Technology.

Natthakorn Devakula 2008 “Price intervention may lead to underground markets”, Bangkok Post 2008年３月27日 ‘Opinions’ 欄。

Yitzhaki, Shlomo, and Wayne Thirsk 1990 “Welfare Dominance and the Design of Excise Taxation in the Côte D’Ivore”, *Journal of Development Economics*, 33, 1-18.